

学校いじめ防止基本方針

江戸川区立葛西中学校

1. はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。いじめは絶対に許されない行為であることを重視し、本校生徒全員が尊厳を保持し、健全で全人格的な成長を遂げるために、全教職員が一体となって、いじめの防止やいじめの早期発見及び予防的な教育を総合的かつ効果的に推進しなければならない。

2. 基本的な考え方

- (1) あらゆる教育活動を通じ、安心して、豊かに生活できる学校を目指す。
- (2) 生徒が主体となっていじめのない社会を形成するという意識を育むため、生徒の発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、関係諸機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努め、全教職員が組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校をあげて生徒一人ひとりの状況把握に努める。

3. いじめ防止対策委員会

(1) 組織

校長、副校長、生活指導主任、学年生活指導担当・教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラーで組織を構成する。いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、定期的に会を開催する。いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急に開催する。検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に行う。

(2) 活動内容

- ① いじめ防止基本方針に基づく取組や計画の作成・実行・検証・見直し
- ② いじめの未然防止
- ③ いじめの早期発見
- ④ いじめの相談・通報・対応
- ⑤ いじめに関わる生徒の現状と情報の共有化
- ⑥ 指導方針・指導事項の共通理解
- ⑦ 教職員の資質向上のための校内研修

3. 学校教育目標「豊かな心」を醸成する ～未然防止～

(1) いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知し、平素から教職員全員の共通理解を図る。また、生徒の様子を観察し、学年会等において情報を提供していく。

(2) 「心の教育」の充実

道徳や学級活動の時間を通して、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心など、生徒同士が互いに理解する時間を作り、本校の教育目標である「豊かな心」を育む。

(3) 授業や行事に自ら参加し、活躍できる学校づくりの推進

生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めることで未然防止につなげていく。また、いじめ行為のみならず、周りではやし立てたり、傍観したりする行為も同様に許さない環境・風土をつくる。

(4) 自己有用感の育成

授業や行事の中ですべての生徒が活躍できる場面をつくりだし、生徒に「自己有用感」をもたせる。主体的に取り組む活動を通して、他者から認められ、役に立っているという「自己有用感」を全員にもたせ、いじめに向かう生徒を減らす。

(5) わかる授業の実践

すべての生徒が授業に参加できる、授業の場面で生徒が活躍できるように構成することで、いじめをはじめとする生活指導上の諸問題の未然防止につなげる。

(6) ネットモラルの醸成と情報モラル教育の推進

道徳や各教科において、情報の受け手として必要な基本的技能の学習や情報の発信者としての必要な知識・能力を学習し、情報発信することの重要性を理解させる。

4. きざしを見逃さない ～早期発見～

(1) ささいな変化の察知

いじめがどの生徒においても起こりうるという認識を持ち、全ての教育活動を通じて生徒の観察等を行うことで、変化を敏感に察知し、いじめの兆候を見逃さないよう努力する。ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑われる場合、早い段階から生徒へ個別に声掛けや相談等の関わりを持ち、的確に状況の把握を行う。

(2) アンケート調査の実施

いじめに関するアンケート調査を行い、早期発見に努める。学校で起こったいじめのみならず、校外で起こったいじめも記入させる。自分の身の回りで起きているいじめについても記入させ、疑わしい状況があれば記入するよう指導する。

(3) 保護者との連携

学校での様子を、随時家庭に連絡し、日常から保護者との連携を密にする。保護者が家庭での異変に気付いた場合、学校に気軽に相談してもらえる関係づくりに努める。

(3) 相談窓口の周知

いじめの相談については、相談室や保健室の利用のほか、電話等による相談窓口など、複数の相談窓口を生徒や保護者へ周知する。

5. いじめが起きてしまったら ～早期対応～

被害者の安全を確保するとともに、いじめ防止対策委員会を開き、組織的に対応する

(1) 被害者の保護

いじめを確認した場合、いじめられている生徒を守り通すことを第一とし、全職員が協力して被害者の心のケアに努める。被害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

(2) 実態の把握

被害者、加害者及び周辺の生徒から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を教育委員会に直ちに報告する。

(4) 加害者への対応

加害者に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導をする一方、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう支援する。また、加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

(5) ネット上の不適切な書き込み

学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷、保存するとともに、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

書き込みへの対応は、教育委員会とも相談し、学校ネットパトロールを依頼する。削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者・その保護者への対応については、必要に応じて、教育委員会、法務局人権擁護部、警察署等と連携して対応する。

6. 重大事態への対応

(1) 重大事態の判断

生徒が自殺を企図した場合や身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などの事案がその背景にいじめが関連していないか、関係する生徒や保護者等から情報収集し、事実関係を整理した上で、いじめ対策委員会において判断し、さらに、教育委員会から指導助言等を得る。

(2) 重大事態への対応

事案の重大性を踏まえ、事実にしつかりと向き合いながら、いじめの全容解明と早期対応に向けて取り組む。いじめ対策委員会を中心として迅速・的確かつ組織的な対応する。いじめ対策委員会を中心に、対応方針と役割分担の決定と留意事項の確認をして対応する。

(3) その他

いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときや生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときもいじめ対策委員会を中心として迅速・的確かつ組織的な対応する。